

令和3年度 一宮市市民活動サポート補助金
(スタート支援部門・若者支援部門)

募集要項

社会貢献活動の経費を**10**万円まで補助します

これから始める
ヒトたちも!

U-30の
ワカモ/たちも!



自己負担は
ほぼ**ゼロ**

小さな活動でもOK!!

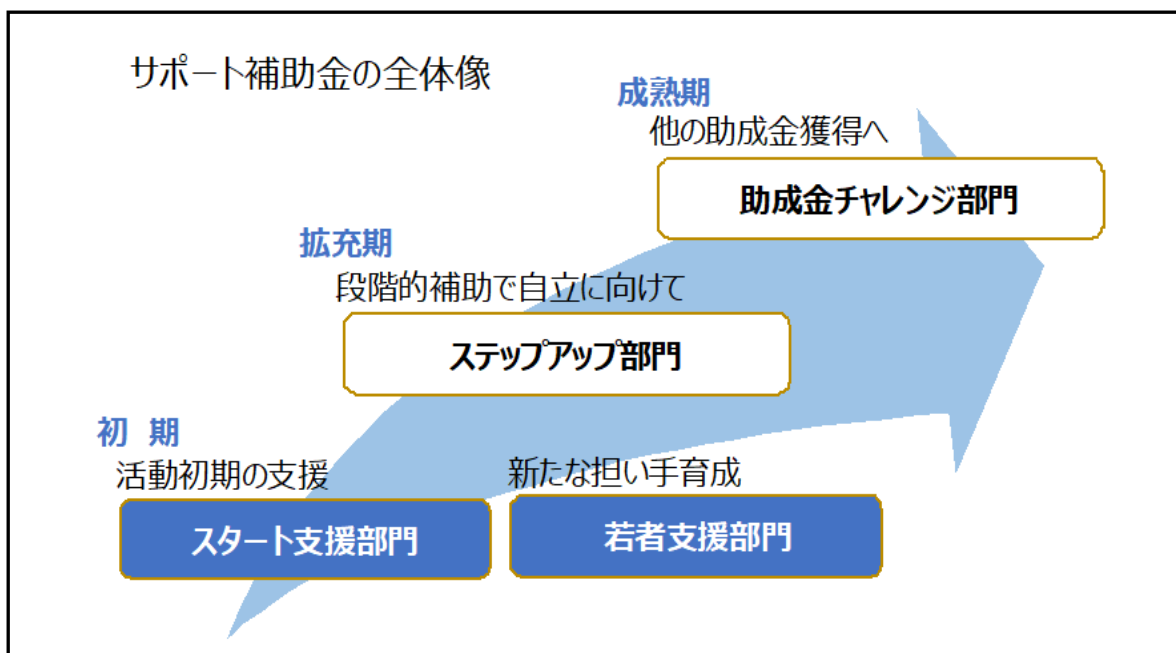
■概要

部 門	スタート支援部門	若者支援部門
対 象 団 体	新規又は設立2年未満の 市民活動団体	概ね30歳未満の者で 構成された市民活動団体
補 助 率	9/10	10/10
補 助 上 限 額	10万円	10万円
補 助 回 数	1回限り	3回まで
事業実施期間	令和3年7月1日(木)～令和4年2月28日(月)	
企画提案書の 提 出 期 間	令和3年5月31日(月)～6月18日(金)	
補助する団体	最大10団体(予定)	最大10団体(予定)

1. 目的

一宮市市民活動サポート補助金は、市民活動団体が行う公益的な社会貢献活動に必要な経費の一部を補助することで、多様化する地域社会の課題解決に向けた活動を推進することを目的としています。

この補助金は、団体の初期活動を支援する「スタート支援部門」、新たな担い手を育成する「若者支援部門」、団体の拡充期に段階的補助で自立に向けて支援する「ステップアップ部門」、団体の成熟期に他の助成金獲得を目指す「助成金チャレンジ部門」の4部門で構成されています。



2. 補助金額及び補助回数

- ・スタート支援部門は対象経費に9/10を乗じた額が、また、若者支援部門は対象経費の全額（両部門とも千円未満切り捨て）が補助対象となります。
- ・補助金額は、両部門ともに10万円を上限とします。
- ・補助を受けることができる回数は、スタート支援部門は1回限り、若者支援部門は3回までです。なお、申請できる事業は1団体1事業のみで、若者支援部門の3回の補助は同一事業を補助対象（※）とします。このため、複数の事業を実施している団体は、申請初年度に補助を受けようとする事業を精査してから申請してください。

※ A事業で補助を受けた後、別の年に実施するB事業で補助を受けることはできません。

3. 対象団体

次の条件を満たす市民活動団体が対象となります。条件を満たしていれば、法人化されていない団体でも対象となります。

- (1) スタート支援部門は新規又は設立後2年未満の団体、若者支援部門は概ね30歳未満の者で構成された団体（注1）
- (2) 一宮市内に事務所を有し、かつ、現に継続的な市民活動（注2）を行い、又は今後行う予定のある団体
- (3) 規約その他これに類するものを有している団体
- (4) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていない団体
- (5) 公序良俗に反する活動をしていない団体
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体
- (7) 5人以上の会員で構成されている団体

（注1）「概ね30歳未満の者で構成された団体」とは、団体の構成員のうち30歳未満の者が8割以上を占める団体のことをいいます。

（注2）「市民活動」とは、市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動のことをいいます。

4. 対象事業

令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月）の間に行われる事業で、1団体につき1事業のみ申請することができます。また、次の条件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る分野のものであること。（次の表のとおり）

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業 | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業 |
| ② 社会教育の推進を図る事業 | ⑬ 子どもの健全育成を図る事業 |
| ③ まちづくりの推進を図る事業 | ⑭ 情報化社会の発展を図る事業 |
| ④ 観光の振興を図る事業 | ⑮ 科学技術の振興を図る事業 |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業 | ⑯ 経済活動の活性化を図る事業 |
| ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 | ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業 |
| ⑦ 環境の保全を図る事業 | ⑱ 消費者の保護を図る事業 |
| ⑧ 災害救援事業 | ⑲ ①～⑱の事業を行う団体の運営又は活動に対する連絡、助言又は援助を行う事業 |
| ⑨ 地域安全事業 | ⑳ 上記①～⑱に掲げる事業に準ずるとして愛知県知県の条例で定める事業 |
| ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業 | |
| ⑪ 国際協力を行う事業 | |

- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 一宮市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。
- (4) 当該市民活動団体を構成する者のみを対象とするものでないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする年度に一宮市から別の補助金等の交付を受けていないこと。

5. 対象経費

補助対象となる経費は以下のとおりで、対象期間内に支払った領収書のあるものです。

科目	内 容
報 償 費	講師・専門家等への謝礼
旅 費	交通費、通行料、宿泊費 など 自動車のガソリン代については走行距離数に20円/kmを乗じた金額
印刷製本 消耗品費	チラシ・ポスター等の印刷代、文具等の消耗品 など
食 糧 費	外部講師の食事・お茶代（1人1,500円（税込）が対象経費の上限）
通 信 費 手 数 料	切手等の郵便料、ボランティア保険等の保険料、振込手数料 など （パトロール専用車の自動車保険は現在の保険証書の写しを添付すること）
備 品 費	申請事業に必要な不可欠な備品に限る
人 件 費	申請事業に必要な不可欠な人件費（1,000円/時間が対象経費の上限）
使 用 料 賃 借 料	会場使用料、車両・機器等のレンタル料 など
そ の 他	上記以外の経費で市長が対象と認めるもの

※報償費、人件費等を支払う場合は、源泉徴収事務が必要な場合があります。

6. 対象外経費

<予算として計上できないものの例>

- ・ 事業と関係ない経費
- ・ 団体の管理運営費（事務所賃借料・光熱水費・電話料金 など）
- ・ 他事業や団体の管理運営費との按分費用
- ・ 領収書が無い経費
- ・ アルコール類など社会通念上、公金で支払うことが不適切な経費
- ・ 本補助金に関する説明会・相談会・書類提出に係る費用 など

＜予算として計上できるが、補助対象額として認められないものの例＞

- ・ 外部講師以外に提供される食糧費
- ・ 祭り等で提供される飲食の食材費や金魚すくい等の体験活動にかかる費用
- ・ 参加賞等一律に配布される物品の費用
- ・ 人件費のうち次にかかわるもの（地域清掃活動における当日清掃活動、施設慰問活動における当日慰問活動、祭りにおける当日運営や会場設営）
- ・ 会場使用料のキャンセル料 など

7. スケジュール

企画提案書受付	令和3年5月31日（月）～6月18日（金）
採択事業決定	7月上旬
可否決定通知	7月中旬
交付申請書提出	可否決定通知到着後、指定する日までに提出
実績報告書提出	事業終了後1か月以内

8. 企画提案書等の提出方法

受付期間内に次の書類を一宮市市民活動支援センターへ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください（6月18日（金）必着）。ただし、提出できるのは1団体1事業のみです。また、提出された書類等は返却しません。

- （1）一宮市市民活動サポート補助金企画提案書（様式1）
- （2）一宮市市民活動サポート補助金申請に係る団体調書（様式2）
- （3）一宮市市民活動サポート補助金申請事業に係る計画書（様式3）
- （4）一宮市市民活動サポート補助金申請事業に係る収支予算書（様式4）
- （5）定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- （6）団体構成員の名簿（若者支援部門のみ）

※（1）～（4）・（6）は一宮市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

（ページID スタート支援部門：1039330、若者支援部門：1039331）

- ①持参の場合 一宮市市民活動支援センターへ持参（平日の午前9時～午後5時）
- ②郵送の場合 〒491-0858 一宮市栄3丁目1番2号 i-ビル3階
一宮市市民活動支援センター
一宮市市民活動サポート補助金（△△部門）担当 あて
- ③電子メールの場合 shiminkyodo@city.ichinomiya.lg.jp
（件名を「一宮市市民活動サポート補助金（△△部門）〇〇（団体名）
としてください。）

9. 対象事業の審査と採択事業の決定方法

学識経験者等を審査員とした「一宮市市民活動サポート補助金審査会」が、提出された企画提案書を基に審査を行います。

審査項目は以下の7項目で、項目ごとに点数を付けて100点満点中の合計点数を集計し、一定点数以上の事業のうち点数の高い順に予算の範囲内で補助金交付事業を採択します。

(スタート支援部門については、「オ. 独自性・独創性」と「キ. 自立性」を除く80点満点とします)

採択の可否については、一宮市市民活動サポート補助金交付対象団体可否決定通知書(様式5)により、7月中旬に通知します。

審査項目	配点	審査内容
ア. 公益性	20点	・ 特定の人の利益を目的とせず、多くの人の利益になっているか ・ 趣味や娯楽のための活動となっていないか
イ. 社会課題性	20点	・ 社会に存在する問題点や課題を明らかにして、広く市民の関心を高めようとしているか
ウ. 実現性	20点	・ 事業の方法やスケジュールが適切な事業計画となっているか ・ 予算の金額や内容が妥当なものとなっているか
エ. 実効性	10点	・ 社会課題に対して具体的な効果や影響が期待できるか
オ. 独自性・独創性	10点	・ 事業計画の発想や方法などに団体の独自性・独創性が認められるか
カ. 発展性	10点	・ 市の補助終了後もさらなる事業の発展や定着を目指しているか
キ. 自立性	10点	・ 補助金以外の自主的な資金を確保しようとしているか

10. 採択件数

採択件数は、スタート支援部門、若者支援部門ともに最大で10件を予定しています。

1 1. 交付申請及び交付決定

補助金交付事業として採択された場合は、指定する日までに一宮市市民活動サポート補助金交付申請書（様式 6）を提出してください。その後、一宮市市民活動サポート補助金交付決定通知書（様式 7）を交付しますので、令和 3 年 7 月 1 日（木）から令和 4 年 2 月 2 8 日（月）の間に事業を実施してください。なお、申請内容どおりの実施が困難になった場合は、速やかにご相談ください。

1 2. 前金払

補助金の支払いは事業終了後になりますが、事業実施前の支払いを希望する場合は、交付決定後、一宮市市民活動サポート補助金前金払交付請求書（様式 1 2）を提出することにより、スタート支援部門は交付決定額の 2 分の 1 以内の金額まで、若者支援部門は交付決定額の全額まで受け取ることができます。

1 3. 実績報告書の提出と補助金の交付

事業終了後、1 か月以内に実績報告書を提出してください。提出書類は次のとおりです。

- (1) 一宮市市民活動サポート補助金交付決定事業に係る実績報告書（様式 8）
- (2) 一宮市市民活動サポート補助金交付決定事業に係る収支決算書（様式 9）
- (3) 一宮市市民活動サポート補助金交付請求書（様式 1 1）
- (4) 領収書のコピー

※ (1) ~ (3) は一宮市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(ページ I D スタート支援部門 : 1039330、若者支援部門 : 1039331)

(4) の領収書のコピーは領収書の原本と照合しますので、提出の際には原本もお持ちください。なお、補助金の支払いは市の補助金支出の審査を受けた後になります。

1 4. 一宮市市民活動支援センターへの登録

補助金の申請にあたっては、一宮市市民活動支援センターへの市民活動団体登録をお願いいたします。センターへ登録していただくと、事業実施に必要な打ち合わせやチラシの印刷の際に会議室や作業室などを利用することができます。また、市民活動の専門家による相談や各種市民活動講座の開催等、センターからの市民活動団体に対する支援を受けていただくこともできます。

いちばんだいすき。一宮



問い合わせ

一宮市総合政策部市民協働課

(一宮市市民活動支援センター)

TEL 0586-23-8883 FAX 0586-85-7023

平日の午前9時～午後5時